

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S2022090 SK18171

③施設の情報

名称：若葉荘	種別：児童養護施設	
代表者氏名：阿部 憲司	定員（利用人数）：50名 地域小規模児童養護施設5名	
所在地：福岡県粕屋郡久山町大字猪野1610番地59		
TEL：092-976-0171	ホームページ： https://wakabasou.com	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和25年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 久山福祉協会		
職員数	常勤職員：34名	非常勤職員：5名
有資格 職員数	（資格の名称）	保育士 14名
	児童指導員 14名	栄養士 1名
	管理栄養士 1名	調理師 1名
	臨床心理士 1名	公認心理士 1名
	看護師 1名	医師 1名
施設・設備 の概要	（居室数） 7室	（設備等）
	本園ユニット居室 げんき 8人・68.49㎡ ゆうじょう 8人・68.31㎡ きぼう 8人・63.76㎡ えがお 8人・34.75㎡ みらい 8人・34.75㎡ ゆめ 9人・111.03㎡ 地域小規模居室 ゆうき 5人・41.81㎡	地域交流室 心理療教室 親子生活訓練室 医務室・静養室

④理念・基本方針

理念

子どもの権利擁護を基本とし、心身ともに健やかな成長と社会的自立を目指した支援を行い、未来へ夢と希望をもってたくましく生きぬく子どもを育成する。

基本方針

- 安全・安心な生活環境を確保し、一人ひとりの人格を尊重したかわりを持ち、子どもが主体的に日々の生活に取り組んでいけるよう支援していく。
- 施設の小規模化や地域分散化等により、できるだけ家庭に近い落ち着いた雰囲気の中で、愛着関係や基本的な信頼関係の形成を図り、自己肯定感を育みながら子どもの健やかな身体と精神を培っていく。
- 日常生活を通して、基本的生活習慣や善悪の判断、社会のルール等の自立した社会生活に必要な基礎及び人間性や社会性を身につけ、将来子どもが自分らしく生きていけるよう養育・支援を行っていく。

4. 児童相談所や市町村等の関係機関とも連携し、子どもと家庭への支援に積極的に取り組み、親子関係の再構築を図っていく。また、地域社会の理解と支援を得て子どもたちを社会全体で育ていけるよう、地域や学校等との連携を深めていく。
5. 私たち職員は、子どもたちと真摯に向き合い信頼関係を深めていき、様々な課題を抱えた子どもを理解し養育・支援するために常に自己研鑽に励み専門性を高め、子どもの最善の利益の実現に努めていく。

⑤施設の特徴的な取組

<p>子どもの権利擁護を基本とした養育・支援</p> <p>○安心・安全な生活環境の確保 みんなの権利を守る委員会の取組、自然に囲まれたのびのびと生活できる小規模ユニットによる家庭的な環境等</p> <p>○自己肯定感を育む取組 性（生）教育、ライフストーリーワーク、楽器等の習い事等</p> <p>○主体性を育む取組 ユニット会、自治会、意見箱等</p> <p>○基礎学力向上に向けた取組 公文式学習、学習ボランティア、学習塾の活用</p>	
--	--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月1日（契約日） ～ 令和7年2月13日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>1. 施設の組織的な取組について</p> <p>理念・基本方針はパンフレット・ホームページ・各ユニットの掲示等で示されています。また、子ども達へは入所時に、子どもにも解りやすいよう作成したしおり「若葉荘のしおり」を使い、見学者等にはパワーポイントを活用して説明するなど、周知に努めています。</p> <p>職員参画による自己評価の結果及び運営理念を基に、次年度の重点実施事項を定め、施設の多様化や地域支援に取り組んでいます。</p> <p>経営環境が大きく変化する中、町役場や社会福祉協議会と密に連携を図り、福祉ニーズの把握や分析を行っています。</p> <p>施設長や管理職職員は全職員と定期的に面談を行い、養育支援の質の向上に向けて取り組んでいます。主任・副主任・専門職と協議し、OJT やメンター制度を実施してされています。</p> <p>しおり「若葉荘 職員基本姿勢」を作成し、期待する職員像の周知に努めています。施設内研修の際には、全職員が勤務時間内で学ぶことができるよう配慮されています。資格取得状況や経験値等に応じた外部研修参加の機会が確保されています。</p> <p>2. 地域との交流、地域貢献について</p> <p>地域の区長や市町村、関係機関に広報やパンフレットを配布し、開かれた施設づくりに心がけています。町役場福祉課と定期的に会議を行ったり、地域の子供達とのイベントを開催したりと、地域との交流が盛んに行われています。</p> <p>ボランティアの受け入れを積極的に行い、子ども達へ読み聞かせや学習支援が行われています。地域の社会資源リストを作成し、地域の関係機関・団体と定期的な会議を行っています。職員が教育委員やPTAの役員として活動しています。子育て支援の一環として地域住民の相談にも応じています。また、町役場福祉課と協力し子どもの居場所づくりを計画しています。</p>
--

3. 学習・進学支援、進路支援について

学習に集中できるよう環境の整備を大事にしています。AD傾向の子どもも落ち着いて学習に取り組める状況を検討し、イヤーマフや段ボール囲いなども導入しています。学校の教師に相談し子どもの学力にあった指導をお願いしています。

日頃から学習ボランティアの協力を得られていますが、進路選択の時期となる中学2年生には特に関わってもらっています。基礎学力の回復が必要な子どもには公文式学習を取り入れ、効果がみられています。心理支援員が久山町の就学支援委員会に委員として参加し、障がいのある子ども達へは個々の状況に応じた就学支援を行っています。

4. 権利擁護の取組について

「みんなの権利を守る委員会」を毎月開催し、子どもの権利擁護に関する研究・協議・発信や子どもとの個別面談などを行っています。この委員会活動を通して、暴力による負の連鎖を断ち切り、子どもたちが安全で安心して生活できる環境の確保に取り組み、被措置児童虐待防止の徹底を図っています。

「権利ノート」を作成し、入所時に子どもたちへ渡して自他の権利について正しく理解するよう取り組んでいます。継続して個別に面談等を行い、相手の立場に立って物事を考えられるよう、また自分自身も大事にされるべき存在であることを伝え「相手を傷つけない・自分を傷つけない」よう、意識の醸成を支援しています。

5. 性に関する教育について

「性」は「生」でもあり、生きることに密接に関わる重要なことであると捉え、「性」に係る取組を行っています。子どもたちには外部講師による研修会を年3回開催し、職員も一緒に参加して、共に考える機会を持っています。

子どもたちが性についての間違った情報で疑問や不安を覚えないよう、一緒に考えたり調べたりできる体制づくりに取り組んでいます。年齢・発達状況に合わせた図書・絵本などのツールを整備し、プライベートゾーンやパーソナルスペースなど理解できるようにしています。

自身や他者のいのちを大切にすることを子ども達に理解してもらえよう、性をタブー視せず、性に関する教育に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

1. 諸計画の策定・周知・評価・分析等について

中・長期計画や事業計画他、運営に係る諸計画は、施設が向かうべき未来や目指す方向を示す設計図や地図のようなものと言えます。職員や子ども達、家族にとって事業所の現状を知り、今後を考える上でも大切な情報となります。

計画の策定と実施状況の把握、評価・見直しが事前に定められたルールや時期に即して組織的に行われ、それを職員が理解して実践することが重要です。併せて、解りやすいよう可視化し、周知を促進することも望まれます。諸計画の策定にあたっては数値目標や具体的な成果やスケジュールを設定し、見直しの際は評価・分析の精度を上げて、運用に取り組まれることを期待します。

2. 施設の運営管理について

施設長は法令遵守等の各研修会の参加や情報収集等へ積極的に取り組んでおられますが、そこで得た知見なども活かし、施設内研修等の充実により、職員に十分な周知するなど具体的取組を期待します。

経営改善についても、管理職を中心に、職員と連携を図りながら、より業務の実効性を高める取組を実施されることを期待します。

3. 福祉人材の確保と育成について

総合的な人事管理は、一定の人事基準を明確に定め、職員の専門性や職務遂行能力、成果、貢献度を評価するものです。社会保険労務士とも、定期的に面談されていますので、より「期待する職員像等」の明確化のためにも、早期の人事考課制度の実施を期待します。

福祉人材の不足が社会問題となる中、実習生の受け入れ態勢を整えることは、重要です。養育・支援に関わる専門職の研修・育成について、実習生の専門職種に配慮したプ

プログラムの充実や、学校側と継続的な連携を図るための工夫を期待します。

4. 支援の継続性について

地域社会において役割を果たすためには、関係機関や団体と良好な関係を構築することが必要不可欠です。子どものアフターケア等を行うためにも、多方面における地域ネットワーク作りを進める事に期待します。

措置変更や地域、家庭への移行等にあたっては、子ども達がスムーズに生活環境の変化に適応できるように、継続性に配慮した手順書や引継ぎ文書の作成を期待します。また、施設を退所する際には、子どもや家族等に対して、相談方法や担当者について説明し、その内容を解りやすく記載した文書を渡すことを期待します。

5. 子どもの理解

心理支援委員会を設置し、心理支援について関わる各職種の職員が毎月集まって、意見をすり合わせたり学びを深めたりする機会を設けています。子どもが表出した感情や言動のみにとらわれず、抱えている課題の原因や背景を探り、理解して支援しようと多職種で取り組んでおられますが、子どもたちの職員への信頼がどのように培われているか、また変化を定点観測するためにも、定期的な利用者アンケートの実施と評価・分析が期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価により施設全般の管理運営等を客観的に評価・検証していただき、福祉サービスの質向上の気づきを得る貴重な機会となりました。また、第三者評価によって施設の現状把握と改善課題が明確になり、全職員で共有することができました。今後は、今回明らかになった課題等の改善に向けた具体策を検討し、養育・支援をはじめ施設運営の質の向上を図っていきたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ○理念・基本方針は、パンフレットやホームページに掲載されており、年度初めには全職員に周知されています。 ○入所時には、子どもたちにもわかりやすい表現で説明されており、玄関前に掲示もされています。 ○見学者には、パワーポイントを活用して、資料を作成し、詳しく説明されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ○町役場福祉課と密に連携をとられており、社会福祉事業の動向や養育支援のニーズを把握し、その分析も行われています。 ○久山町社会福祉法人連絡協議会に参加し、地域福祉計画の策定にも参画されています。		
3	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> ○毎月定期的に社会保険労務士や税理士と面談を行い、経営課題や問題点の発見に努められています。 ○主任者会議等を中心に現状を把握し、必要に応じて専門職を交えて、改善のための具体的な対策を検討されています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○中・長期計画は、具体的な内容で策定されており、施設の多機能化や地域支援についても明記されています。 ○計画をもとに、職員には、面談等で現状や今後の動向の説明を行われ、共通理解が図られています。 ○数値目標は、設定されていますが、必要に応じての見直しと評価が十分とは言えないようです。状況に応じた柔軟な見直しと具体的な数値を用いた評価が期待されます。		

5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの状況やニーズに応じた中長期計画が策定されており、単年度目標は実行可能な内容になっています。</p> <p>○自己評価は年度末に実施されており、次年度の重点実施事項を策定し、実現可能なものになっています。</p> <p>○単年度の事業計画には、改善目標が明示されていないようです。事業計画は、その年の改善点の指針ともなるものです。明示化が期待されます。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、年度末に行われる自己評価グループワークにおいて、職員が参画して策定されています。</p> <p>○事業計画は、実施状況を確認して、主任会議等で協議を行い検討されています。</p> <p>○計画の評価や検討はなされていますが、状況把握を計画的に行うことや手順見直しの実施が期待されます。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、「なかまのしおり」を作成し、説明されていますが、子どもの理解が十分とはいえないようです。子どもの年齢に応じたわかりやすい表現の工夫など、さらなる周知が期待されます。</p> <p>○保護者への事業計画の説明が十分ではないようです。連絡が難しい面もあるとは思いますが、施設の理解を促すためにも周知が期待されます。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の質の向上に向け、毎月のユニット会議で検証が行われています。</p> <p>○年度末に全員参加で、グループワークによる自己評価を実施するなど、質の向上に向けた、体制づくりが組織的に行われています。</p> <p>○PDCA サイクルによる養育・支援は行われ、第三者評価も受審されていますが、自己評価の結果の分析、検討が十分ではないようです。今後の取組が期待されます。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○評価結果をもとに、各グループから出た課題を主任会議等で検討し、次年度の重点事項の改善策定が行われています。</p> <p>○グループワークによる評価を行い、主任等会議にて主任、副主任を中心に協議し、重点事項の策定をされています。</p> <p>○職員会議等で取り組むべき課題や改善策は、検討されていますが、具体的な改善策の見直しとまでは言えないようです。具体的な改善計画の見直しが期待されます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設長は、自らの役割と責任を文章化されており、職員会議で周知されています。また、有事の際の対応も、消防計画の中で明示されています。 ○職員への周知などはされていますが、理解が十分とまでは言えないようです。就任後まだ日も浅いため、これからの取組が期待されます。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は、積極的に法令順守に関する様々な研修に参加されています。 ○月に１度、社会保険労務士と面談を行い、法令の把握に努められています。 ○施設内研修において、説明はされていますが、十分とまでは言えないようです。法令を周知、遵守するためにさらなる取組が期待されます。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は各ユニット会議に出席し、各職員から定期的に状況の聞き取りが行われています。 ○各種会議や施設内研修を実施され、養育・支援の質の向上に取り組まれています。 ○OJT やメンター制度により、充実を図られていますが、具体的な分析や取組とまでは言えないようです。今後の取組が期待されます。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は、経営改善の実効性を高めるために、社会保険労務士に相談の上、働きやすい労務管理に努められています。 ○定期的に職員と個人面談を行い、状況に応じて、業務の人員配置に配慮されています。 ○年に２回、職場環境改善会議を行われていますが、業務の実効性を高める具体的な体制とまでは言えないようです。今後の取組が期待されます。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○ハローワークや有料の求人サイトを利用し、就職フェアなどを通じて専門職の人材確保に取り組まれています。 ○キャリアパス研修など、人材育成にも力を入れられており、個人のキャリアアップや職員の配置にも工夫されています。 ○人材確保に一定の取組はされていますが、有資格者の配置など人事管理体制の具体的な計画策定が期待されます。		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> ○理念、基本方針に基づいた「期待する職員像」は明確にされており、周知に努められています。 ○人事管理の明確化と目標管理は行われていますが、人事考課制度は実施されていないようです。客観的な評価のためにも、早期の導入が期待されます。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職場改善会議を実施し、困りごとや働きにくさを聞き取り、主任会議等で検討や改善が図られています。</p> <p>○職員の家庭の状況などに応じた勤務体制にも配慮されています。</p> <p>○職員の有給休暇の取得や時間外労働、変則勤務に対する取組が十分とは言えないようです。人材確保のためにも、組織的な対応が期待されます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○「期待する職員像」は、明確化されており、目標管理も実施されています。</p> <p>○施設長との面談は、年に2回行われており、自己点検チェックリストで、振り返りも行われています。</p> <p>○個別面談は行われていますが、職員一人ひとりが設定した目標達成度の確認は行われていないようです。今後の取組が期待されます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○教育・研修については、マニュアルに明示されており、内部研修や外部研修にも参加されています。</p> <p>○施設が目指す養育や支援を実施するための基本方針は、文書化されています。</p> <p>○教育・研修カリキュラムは策定されていますが、スキルアップや専門資格につながる研修計画の策定が期待されます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>○全職員に研修の機会が与えられており、資格の把握を行われ、ポジションや経験等に応じた外部研修の参加が行われています。</p> <p>○OJT やメンター、個人面談を通じて、技術水準等の把握に努められ、全職員が自己研鑽に励むことができる機会を確保されています。</p> <p>○研修に参加しやすいように、勤務体制を配慮されています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習生の教育や支援に関しては、新任職員研修のしおりを活用し、研修を実施されています。</p> <p>○学校とも密に連絡をとって、連携を図り、実習を進められています。</p> <p>○実習生には、専門職種の特性に配慮したプログラムは用意されていないようです。実習生マニュアルおよび、実習プログラムの策定が期待されます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○ホームページや広報誌で定期的に事業所の内容、運営の取組などを公開されています。</p> <p>○区長や行政機関、関係機関に広報誌を配布し、館内にも掲示されています。</p>		

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ○公正かつ透明性の確保のために、経理規定、取引のルールに則り、内部監査、監事（公認会計士）の監査が行なわれており、適正な経営運営のために取組が実施されています。 ○税理士、社会保険労務士と、毎月面談が行われ、証票の点検、アドバイスが行われており、改善に向けた取組が実施されています。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○地域活動やPTA活動、地域行事に参加するなど、積極的に地域との交流を図られています。 ○小学生の登下校の際、職員も同行され、挨拶をするなど、地域の方々に関する姿勢を子ども達にも見せられています。 ○施設内に地域の子ども達が遊べるスペースがあり、友達と遊ぶ場所も確保されています。		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ○ボランティア受け入れマニュアルは作成されており、手引書も用意され、受け入れ体制を整えられています。 ○読み聞かせや学習支援のボランティアを受け入れられています。 ○ボランティアの受け入れは、行われていますが、研修や支援は実施されていません。子どもとよりよい交流を図るためにも、適切な研修や支援の機会を設けられることが期待されます。		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○必要な社会資源をリスト化し、地域の関係機関や団体と連携を図られています。 ○関係団体との定期的な会議に参加され、心理支援員は教育委員、主任職員は学校のPTA役員として活動するなど、連携に取り組まれています。 ○子どもが卒業した後のアフターケアは、されていないようです。ケースとしては、数が少ないのですが、今後、地域とのネットワーク化を期待します。		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ○役場や社会福祉協議会と連携して、地域福祉ニーズの把握に努められています。町の福祉を考える会にも参加し、住民やNPO法人とも交流を図られています。 ○施設のグランドや交流ホールを地域に開放し、児童関係の講演会を開催等されており、地域交流の場として活用されています。 ○役場の福祉課と協力して子どもの居場所づくり支援事業など、地域住民の多様な相談に応じる体制を整えられつつあるようです。今後の活動の展開が期待されます。		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○社会福祉協議会と連携して、生活困窮者の引っ越しやごみ屋敷の片づけ、高齢者の移動支援等地域貢献活動など、地域に根差した活動を実施されています。 ○社会福祉法人連絡会と連携して、地域の防災対策や福祉支援活動の取組が行われています。 ○今後も、地域のニーズを把握し、具体的な事業計画をたてられ、事業所の特性を生かした養育・支援に関する専門職集団として地域に還元する取組に期待します。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもを尊重した養育・支援を行うために、養育支援ガイドを参考に、自己点検する仕組みがあります。</p> <p>○施設内研修で外部講師に来てもらい、少人数で研修（本年は、性に関するテーマ）を実施されています。</p> <p>○主任は年2回、各担当からは月1回定期的に、児童の状況の把握と評価を実施されています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシー保護に配慮された居室環境が整備され、やむを得ず職員が立ちいる際のルールも共有されています。</p> <p>○プライバシー保護規程が整備され、手順書等で周知されており、職員研修等で確認されています。</p> <p>○子供に接する外部ボランティアや実習生には、オリエンテーション時に、周知を徹底されています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○入所時と施設見学時と資料を分けられており、最初は「若葉荘の生活」パンフレットで一般的な説明を行い、話を深められるようになったら権利ノートなどでより詳しく説明を行うなど、段階的に細やかな対応をされています。</p> <p>○養育・支援の情報は、ホームページやパンフレットに詳しく明示されています。</p> <p>○子どもや保護者に対する情報提供については、適時見直しを行い、提供されています。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の開始の際は、わかりやすい資料を用意して、説明を行われ、資料は持ち帰って貰うようにされています。</p> <p>○養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者の自己決定を尊重されています。</p> <p>○意思決定の困難な子どもや保護者への合理的配慮については、ルール化をまだされていないようです。児童相談所と四者での話し合いをもたれるなど、配慮はされていますので、ルール化を期待します。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○措置変更や地域、家庭への移行等の場合、変更後の施設に子どもと一緒に連れて行って、顔合わせを行い、情報の共有も行われています。</p> <p>○施設を退所した後も子どもや保護者が相談できるように、主任を中心とした体制を整えられています。</p> <p>○ケースとしては少ないと思われませんが、措置変更がある場合、引き継ぎ書を作成し、変更後もスムーズに支援を受けることができるような支援が期待されます。</p>		

Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会があり、各ユニットでの話し合いには担当職員が出席し、子どもの意見や要望を聴取する機会としています。 ○施設全体のことを話しあう「若葉会」には各ユニットから代表者が集まりますが、職員も主任または副主任が同席して子どもの満足を把握することに努めています。 ○保護者等の満足度の把握は施設の特性上、難しい点もあり、具体的な取組は今後の課題となっています。また子どもの満足度の測定やフィードバック、分析・検討の手法、改善への取組方法について、更なる工夫を期待します。 		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決委員会が設置されています。苦情や相談はホームページで公開するようになっていますが、当該年度では受付無しとなっています。 ○苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等に向けての周知や理解の促進、苦情を申し出やすい配慮や工夫などに対し、更なる取組が求められます。 ○苦情記入カードの様式や運用の整備などについては今後の課題となっており、向上が望まれます。 		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所の際の説明資料として「若葉荘の生活」というしおりを作成し、「悩んでいること困ったことがあれば、すぐに担当職員に相談して下さい」と記載しています。 ○「若葉荘権利ノート」を作成し、「若葉荘の先生達に話をすることが出来ないときは児童相談所の先生が相談ののってくれます」、「こども 110 番というものがあります。警察署の方が相談に乗ってくれます」とし、電話番号も記載しています。 ○子どもが必要に応じて相談したり意見を述べたりしやすい体制や環境作りに積極的な取組が望まれます。また相談や意見が広く自由に述べられる取組について、子どもや保護者への更なる周知が期待されます。 		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども達の意見や要望は「もしもボックス」（意見箱）でも収集しています。投函された用紙は月に一度回収し、職員間で共有しています。 ○意見や要望について、環境整備等の直ぐに対応できるものについてはユニット内で予算も含めて検討し、可能な限り迅速に改善するよう努めています。 ○もしもボックスについて、養育・支援の質の向上に資するよう、マニュアルの定期的な見直しと運用の工夫に期待します。 		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマネジメントについては主任が責任者となり「リーダー会議」等で意見を収集し、「主任等会議」において課題を共有して、改善策や再発防止策についての協議や検討が行われています。 ○子どもの安心安全を脅かす事例は他施設の発生事例なども積極的に情報収集し、朝礼等で職員への周知と共有を図っています。 ○ヒヤリハット報告の内容は職員会議で共有されています。更なる取組として、組織的、継続的な要因分析と、改善策・再発防止策の検討と実施を期待します。また、安全確保や事故防止について、実施状況や実効性についての定期的な評価と見直しが仕組み作りと共に求められます。 		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○対策委員会の設置は新型コロナのような特別な感染症発生の場合を想定しています。季節性インフルエンザ等についてはユニット化によってほぼ全員が個室での生活となっていることから、罹患者へは居室内隔離による個別対応を行い、感染拡大を防止しています。</p> <p>○感染症予防や安全確保に関する勉強会等は保健医療の専門職を中心として計画され、定期的開催されることが望まれます。その際は、全職員の受講又は内容の周知が求められます。</p> <p>○幼児は個室ではなく同一居室内での集団生活となっていることなどもあり、感染予防対策については更なる工夫や精度を高められることを期待します。感染症対応マニュアルを作成し職員会議や新任研修等で周知しています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○BCP（事業継続計画）を策定し、必要な対策や訓練を行っています。避難訓練は毎月、風水害訓練は年に1度実施しています。</p> <p>○発災時にはぐれてしまった場合の避難場所を、毎月の避難訓練の際などに、子ども達及び職員へ改めて周知を図っています。</p> <p>○BCP がより実効性の高い計画となるように、訓練のフィードバックなどを活かし、定期的な見直しを、定められた手順で更新することが期待されます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>○若葉荘独自の「養育支援ガイド」を作成し、養育・支援の標準的な実施方法を文書化してあり、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢を明示しています。</p> <p>○「養育支援ガイド」を基に新任研修や施設内研修を行い職員の均質化・標準化を図っています。研修ではグループワークを行い養育・支援ガイドの理解を深めています。</p> <p>○各ユニットでの取組や成果は主任や施設長、心理士なども参加するユニット会議の議事録に記録され、他のユニットの議事録も参照することができます。毎月のユニット会議では日々の支援を振り返り、改善につなげています。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法は毎年度末の「主任等会議」で見直しが行われます。</p> <p>○ユニット会議で出た意見や子ども達から聴取した意見を反映し、自立支援計画が作成されますが、この自立支援計画の実施状況を鑑みて、見直しを行っています。</p> <p>○見直しの内容や運用について、精度を高める取組が期待されます。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画策定の手順に則り、アセスメントが進められています。入所後1ヶ月の間で本人からの聞き取りや様子観察を行い、若葉荘オリジナルのアセスメントシートが作成されます。他職種の職員以外に児童相談所とも協議を行い、個別目標を設定します。</p> <p>○自立支援計画策定にあたっては子どもと一緒に目標設定シートを作成し、子どものニーズに沿った支援内容となるよう取り組んでいます。</p> <p>○支援困難ケースには専門職もユニットに入り、生活場面で子どもと関わる中で状況把握に努め、他職とも協議を重ねながら自立支援計画に反映しています。</p>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> ○自立支援計画に沿った養育・支援が行われているか、実施状況の確認がなされています。自立支援計画は手順書に沿って年に2回見直しています。 ○自立支援計画を緊急に変更する場合も、手順書に沿って実施しています。 ○自立支援計画に係る課題等はグループウェアを活用し、各職と情報共有していますが、自立支援計画の中身を誰にどこまで展開するのか等は検討中です。今後、手順を定めて周知することが期待されます。		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<コメント> ○グループウェアを導入し、パソコンのネットワークシステムで情報を共有する仕組みがあります。記録のつけ方については施設内研修を実施し、統一化を図っています。 ○自立支援計画を根拠とした記録となるよう、記録に関するルール(記録要領)をトップ画面に表示し、常に確認できるよう工夫しています。 ○情報はグループウェア上で共有レベル(職員全体・関係職のみ・個人等)の分別を行い、送達の確認もできる仕組みになっています。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> ○子どもに関する記録を管理する規定を定めています。書類などの記録を保管するボックスは施錠できる環境下にあり、鍵は事務所が管理し職員以外は扱えないような運用となっています。 ○個人情報保護の順守について就業規則に記載しています。入職時の誓約書には「諸規定の順守」との記載がありますが、改めて「個人情報保護の順守」と明記することも期待されます。		

内容評価基準 (24 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A① 46	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<コメント> ○「みんなの権利を守る委員会」では暴力による負の連鎖を断ち切り、子どもたちが安全で安心して生活できる環境の確保に取り組み、被措置児童虐待防止の徹底を図っています。 ○「みんなの権利を守る委員会」を毎月開催し、子どもの権利擁護に関する研究・協議・発信や子どもとの個別面談などを行っています。 ○子どもの思想や信教の自由について、最大限に配慮し保障していますが、具体的な取組については今後の整備が期待されます。		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A② 47	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<コメント> ○「みんなの権利を守る委員会」では、「みんなが傷つかないためにはどのように取り組んでいくのか」を話し合っています。月1回の個別面談では聞き取りや対話を通し、自己や他者の権利について理解が深まるよう働きかけています。 ○「若葉荘権利ノート」を作成し、一人一人に渡して、自分たちが持っている権利について知ってもらうよう取り組んでいます。 ○相手の立場に立って物事を考えられるよう、また自分自身も大事にされるべき存在であることを伝え「相手を傷つけない・自分を傷つけない」よう、意識の醸成を支援しています。		

A—1—(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③ 48	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所のタイミングで生い立ちの整理を必ず行い、児童相談所とも連携しながら、年齢や発達状況に応じて段階的に計画的に告知しています。幼児や言葉で伝えるのが難しい子どもであれば、理解しやすいように絵や写真などを使用した解りやすい資料（紙芝居など）を作って、振り返りや見直しを行っています。 ○事実を伝えた後は日々表出する機会を捉えて意図的に聴取し、子どもの変化に留意しながら適切なフォローに努めています。 ○子ども一人一人のアルバム作成を行い、写真や記録の整理・充実に努めています。誕生日にはホールケーキと本人のリクエストメニューでお祝いしながら、アルバムを見返して振り返る機会を設けています。 		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④ 49	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもに対する不適切な対応があった場合、事実確認などの対応を行うことや、就業規則に厳正な処分を明記していることなどを入職時や新任研修で説明し、責務として関係法令の遵守を強く求めています。 ○虐待防止対応規定には施設内虐待を発見した際の流れや対応を記載し、半年に一度、権利擁護に関する研修会を実施して周知を図っています。 ○毎月、子どもに対する聞き取りを実施する際に、虐待や権利擁護に関するヒアリングも行っています。また「若葉荘権利ノート」には子どもが自ら訴えることができる仕組みについて説明しています。 		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤ 50	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの不安を軽減するため、入所前見学を案内しています。事前見学が難しい場合でも、職員が一時保護所を訪問して接点をつくり、少しでも安心して入所できるよう取り組んでいます。 ○入所後に通学予定の学校へ見学を同行し、学校の雰囲気や担任教諭との顔合わせや本人の心配事などを伝える機会を用意しています。 ○措置変更や家庭復帰などで、環境や人間関係がまた変わってしまう子どもたちに対し、不安軽減のために早めのサポートを期待します。 		
A⑥ 51	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○卒園後の子どもたちの相談や支援先の一つとして、NPO 法人そだちの樹と退所前から関係づくりを行っています。 ○卒園後、就労先などから施設へ連絡があった場合は、対応を行っています。 ○退所後の相談窓口（担当者）の仕組み、卒園生間の支援活動組織づくりの検討、個別ニーズに沿ったリービングケアの充実などの更なる取組に期待します。 		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦ 52	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○心理支援委員会を設置し、心理支援について関わる各職種の職員が毎月集まって、意見をすり合わせたり学びを深めたりする機会を設けています。 ○子どもが表出した感情や言動のみにとらわれず、抱えている課題の原因や背景を探り、理解して支援しようと多職種で取り組んでいます。 ○子どもたちの職員への信頼がどのように培われているか、また変化を定点観測するためにも、定期的な利用者アンケートの実施と評価・分析が求められます。 		
A⑧ 53	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちにとって日常生活の基本的欲求を満たすように配慮し職員の配置を行っています。男子棟の真ん中に職員を配置して両方に声をかけやすいようにしたり、幼児棟では入眠時や夜間覚醒時の不安軽減のために職員が同じ部屋で起居するなどして、基本的な信頼関係の構築に配慮しています。 ○ユニットの中で解決できないことは自治会で話し合い、子どもたちの意思を尊重しながら解決を図っています。 ○ユニット毎に予算があり、執行状況は台帳で管理しています。予算の執行状況によっては、日用品を被服費に組み替えるなど、子どもたちの意思を尊重した柔軟な対応を行っています。 		
A⑨ 54	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニット毎に子どもたちの代表者を決め、各ユニット内の課題についてメンバーで改善に向けて話し合う、自治会の仕組みがあります。また、全体で話し合ったい問題については、月に一度、各ユニットの代表者が集まって意見を出し合い協議します。 ○話し合いには大人も同席しますが、話し合いが円滑に進むように支援する程度で過剰な介入はしないようにしています。話し合いで決定したことは子どもたち自身で運営できるルールになっています。 ○自己肯定感の低い子どもが多いため、失敗体験より成功体験を重ねてあげたい、出来た事を喜んであげたいという思いはありますが、失敗したことを次へつながらよう支援しています。 		
A⑩ 55	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各ユニットには年齢・発達段階に応じた図書や玩具が備えられています。また学校や地域の関係者と交流し、学校や地域関係団体との交流を図り、学びや遊びに係る情報の収集に努めています。 ○子どものニーズに応えられない場合は、その理由を丁寧に説明し納得を得られるよう説明しています。 ○子どもの年齢・発達状況・課題などに応じたプログラムを基に、それぞれの個別性を反映した養育に期待します。 		
A⑪ 56	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供会や育成会等の活動を通し地域社会へ積極的に参加しています。日頃から施設側から地域に必要性を感じ、共にできることを企画し、子ども達にも役割を与えています。 ○登校班には職員も一緒についていくようにしており、地域の保護者から安心感を持たれています。敬老会に招待され、年齢の離れた高齢者との交流の機会ともなっています。 ○発達段階に応じた子ども達の疑問や質問へ適切に回答できるよう、定期的に外部講師を招いて「生と性」に関する勉強会を開催しています。子どもたちに「身体を大切にすることはどういうことか」を理解し、卒園後の生活を見据えて自己管理できるよう学んでいます。 		

A—2—(2) 食生活		
A⑫ 57	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニット毎の特性や雰囲気を活かし、共に食卓を囲む時間が楽しさと相互理解の場となるよう職員が意識して働きかけています。塾やバイトなどで食事時間が遅くなる子には、孤食にならないよう職員が隣で会話するなど配慮しています。 ○集団給食分の調理は委託業者が行いますが、献立は管理栄養士の職員が立て、ユニットに展開しています。嗜好調査は年に1度実施していますが、子どもが直接管理栄養士に言いに来ることもあり、改善点はメニューに反映しています。 ○ユニット毎に買物・調理・おやつ作りに取り組む機会を定期的に持ち、食生活に必要な知識の習得を図っています。自立支援の一環として、カレーライスで他に何が作れるかなどのアドバイスもしています。 		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬ 58	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニット毎に予算があり、被服費もその中で管理できるようにしています。季節に応じ、子どもと一緒に購入を進め、中学生以上の子どもは自分自身で選択し衣類を購入する体制をとっています。 ○高校生には計画的な衣類購入について学習するため、買物前に自身の所持品を確認したり、必要なものをリストアップしたり、新聞広告などを活用して事前に準備するなど取り組んでいます。 ○高校生以上の子はバイトの服を自分でアイロンをかけ、衣類や仕事に向き合う姿勢などを大切にすることを設けています。 		
A—2—(4) 住生活		
A⑭ 59	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大切にされていなかった子が多く、清潔な環境が理解できていない子もいるため、環境整備の大切さを教えていくようにしています。写真などを飾り、居心地の良い環境、家庭的な雰囲気に近づけるように取り組んでいます。 ○中高生は全員個室ですが、小学生も希望者は個室が利用できます。自室はあってもリビングや共有スペースに出てきている子は多いですが、心身ともに守られた空間として安心感を提供しています。 ○破損や故障箇所は放置せず、速やかに補修や交換を行うようにしています。日常的な掃除は当番表を作成し、自分で責任をもって担当場所の掃除を行い、きれいになったことで達成感を持って働くように働きかけています。 		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮ 60	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護師を中心に子どもの健康管理を行っています。看護師は各ユニットや地域小規模をラウンドし、子どもの様子確認や職員への声掛けをしています。施設内研修では講師となり、学びの機会を確保しています。 ○ユニット毎にポケット型の配薬シートを作成し、服薬管理を可視化して、誤薬や飲み忘れなどが無いように工夫をしています。受診支援を行うことで、処方変更や子どもへの要配慮対応などについての情報更新も、遅滞なく展開しています。 ○粉以外の形態の薬を服薬拒否する子などには、必要性を理解してもらうのに丁寧に説明し、理解してもらえよう努めています。 		

A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯ 6 1	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「性」は「生」でもあるという思いのもと、「性」に関する取組をしっかりと行っています。子どもたちには外部講師による研修会を年3回開催し、職員も一緒に参加して、共に考える機会を持っています。 ○子どもたちが性についての間違った情報で疑問や不安を覚えないう、一緒に考えたり調べたりできる体制づくりに取り組んでいます。年齢・発達状況に合わせた図書・絵本などのツールを整備しています。 ○自身や他者のいのちを大切にすることを子ども達に理解してもらえよう、性をタブー視せず、性に関する教育に取り組んでいます。 		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰ 6 2	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○行動上の問題がある子に対し、一律に評価するのではなく、多視点での見方やトライアンドエラーなどによる対応でも支援しています。同時に周囲の子どもに対してもケアと配慮を行っています。 ○加害行為が発生した場合「みんなの権利を守る委員会」が中心となり、担当職員だけではなく施設として組織的に対応します。 ○どのような状況でも子どもの人格を否定するような言動は許されないことが服務規定に記載され、会議や施設内研修でも周知が図られています。職員が暴力を受けた場合のケアは心理支援員や主任・副主任が担当し、精神的なダメージ等への配慮を行っています。 		
A⑱ 6 3	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「みんなの権利を守る委員会」が組織されており、施設全体で子ども間の暴力やいじめ、差別といった不適切な行動が発生しないよう見直しや改善に努め、予防策を講じています。また発生した場合は担当職員だけでなく、それぞれの役割をもって施設全体で対応を行なわれています。 ○問題行動に対しての働きかけが不調な子どもについては、改善に向けて早期に児童相談所へ報告し、児童相談所や医療機関とも連携して支援にあたっています。 ○子ども同士の関係性把握に努めるため、職員は積極的に子どもの遊びの場面等に参加し、子ども同士の関係性把握に努めています。 		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲ 6 4	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○心理的ケアが必要とされる子どもは増加傾向にあり、自立支援計画に基づいて個別に支援を行っています。大学等で心理学を学んだことのある職員によって「心理支援委員会」を組織されています。 ○心理支援委員会では心理的支援の重要性を認識し、事案の共有や技術の向上を図っています。月1回の会議では、ユニットを横断し、心理支援が必要な子どもへの支援方針の検討が行われています。 ○心理支援委員会のメンバーには施設長・基幹的職員によるスーパーバイズの機会が設けられています。また心理支援員には大学の教授によるスーパーバイズの機会が定期的に確保されています。 		

A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳ 65	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習については環境の整備を大事にしています。AD傾向の子が多いことから、落ち着いて学習に取り組めるような環境整備をどうすべきか検討し、その子に合った状況を模索しています。本人が落ち着けるために、イヤーマフや段ボール囲いなども導入しています。 ○学校の担任教師に相談を行い、その子の学力にあった指導をお願いしています。また学習ボランティアに、進路選択の時期となる中学2年生には特に関わる機会を増やしてもらっています。基礎学力の回復が必要な子どもには公文学習を取り入れ、効果がみられています。 ○心理支援員が久山町の就学支援委員会に委員として参加しています。障がいのある子どもの状況に応じた就学支援を行っています。 		
A㉑ 66	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○奨学金や助成金等の経済的援助の情報については、進路選択の自己決定のために子どもたちへ早めにつたえるようにしています。制度の詳細については、自立支援の一環として子どもが主体的に調べることができるよう、支援しています。 ○進路決定後のフォローアップを行っています。受験失敗・退学・就職等の進路変更についても対応しますが、進路決定までに子どもと十分に話し合い、子どもが納得できるよう一緒に考えて決定するよう取り組んでいます。 ○学校中退や不登校となった子どもがいないため、これまで支援事例はありませんでしたが、発生を想定し体制や環境を整えておくことも期待されます。 		
A㉒ 67	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場実習や職場体験の機会に、職員の経験談なども踏まえて社会の仕組みやルールなどについて話しあっています。職場では労働の対価として金銭を得ることの大変さと共に、自分の行為に責任が発生することに理解を促しています。 ○金銭管理ができる年代になったら、早めに関心を持ってもらい、早め早めに社会へ出る経験をつめるよう働きかけています。各ユニット職員は子どもの卒業後の資金シミュレーター表を作成し、特に進学時の費用などを試算して、子どもと一緒に考える資料としています。 ○高校生にはアルバイトを奨励しています。アルバイト情報誌等を参考に、時給以外で仕事を選ぶポイントなどを確認しながら、子どもの意思決定を支援しています。資格取得についても、プロセスも含め有益であることから、無理のない範囲でのチャレンジを奨励しています。 		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓ 68	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の相談窓口として家庭支援専門相談員や主任が対応し、家族への説明にあたっています。家族と施設、児童相談所が共に子どもの成長を考え協力しあうことや、常に相談が出来ることなどを伝え、家族との信頼構築を図っています。 ○家族には学校行事への参加や外出泊などについて案内する際、子どもの要望も併せて伝え、参加を促しています。子どもの外出泊が難しければ、施設内の親子生活訓練室などの機能を使ってもらい、入所、退所前後の手厚いフォローに行き、家族との関係づくりに積極的に取り組んでいます。 ○外出泊した後は、子ども自身から話を聞く時間を取るようにしています。その際は、子どもの緊張を誘わないよう、自然な会話の中で聞き取れるよう工夫しています。また保護者にも子どもの様子や困りごとを訊ね、積極的に関係づくりを図っています。児童相談所にも子どもへの聞き取りを依頼しています。 		

A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A⑭ 69	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援困難な事例も増加していますが、家庭支援専門相談員は児童相談所と連携し、引き取りが難しい子どもには児童相談所と協議の場を設定するなどしています。児童相談所の「親子のきずな再生事業」の支援計画を踏まえ、進捗状況の確認等行いながら取り組んでいます。 ○家族関係の継続や修復、養育力向上を支援していますが、面会や短時間外出しか実施されないケースの場合、時間延長や外泊等の声掛けを行っています。それも難しい場合は施設内にある親子生活訓練室の宿泊を提案するなど、親子関係の再構築を積極的に支援しています。 ○児童相談所等の関係機関との協議を密に行いながら、子どもや保護者の思いや現状を確認し、支援方針に沿って家族支援に取り組んでいます。 		